

川崎市告示第175号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市アートセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市アートセンター条例（平成18年川崎市条例第62号）第4条第3項の規定により告示します。

令和8年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	川崎市アートセンター 川崎市麻生区万福寺6丁目7番1号
指定管理者	(所在地) 川崎市幸区大宮町1310番地 ミュージア川崎 (名称) 川崎市文化財団グループ (代表者名) 公益財団法人川崎市文化財団 理事長 中村 茂
指定期間	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで